

第30回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	令和3年12月16日(木) 10時00分～12時10分
場 所	下関市勤労福祉会館 4階 ホール
議 案	議案第1号 下関市都市計画マスタープラン(案)について 議案第2号 下関都市計画公園の見直し基本方針(案)について
出席者(委員)	
○委員 16名中14名出席 ○傍聴者 0名	

### 議事概要

#### ■議案第1号 下関市都市計画マスタープラン(案)について

#### ○委員

今後、住民説明会やパブリックコメントを実施するとのことだが、地域別構想の作成にあたり、これまでの住民意見の収集状況について聞きたい。

都市計画マスタープランと立地適正化計画との整合性について、下関市は居住誘導区域を狭目に設定した関係で、地域別構想に照らした場合、一部不一致となっているところもある。例えば、津波浸水想定区域の関係で、小月駅は居住誘導区域から除外されているが、地域別構想では、拠点が設定されている。

#### ⇒事務局

令和3年2月1日から3月にかけて、パブリックコメントを実施している。意見の一例を挙げると、「人口減少により税収入が減少し、公共事業費が無くなるを考える。」というものがある。本市では、「人口減少下においても交流人口の拡大、地域振興、観光振興、物流の観点、高齢社会や災害時の緊急輸送などの観点といった様々な観点を加味した上で、必要な施設は重点的に整備を進めるという、選択と集中、限られた財源の中で効率的な公共投資を行って、最大の効果が発現できるよう努める。」といった回答をしている。パブリックコメントの結果は、ホームページにも掲載している。

小月駅前の拠点の設定については、駅前周辺は大半が浸水想定区域である。昭和46年に線引きを行い、駅前のまちづくりが構成されており、当時の現況のままに市街化区域として指定された。当時は、防災の観点がなく、既存の場所に指定された。しかし、立地適正化計画の居住誘導区域設定の考え方は、浸水想定区域は居住の誘導に適さないとし、浸水深2m以上の部分を除外している。

駅前であるため、防災対策を行うこと、ハザードマップを策定して、住民意識を向上させること、建替えの際に事前防災対策を行うなど、必要に応じて流域治水の観点から浸水想定区域外に住む意思表示をすることなどが考えられる。

市街化区域と居住誘導区域に齟齬が生じているため、用途地域の見直しや線引きの見

直しを、社会情勢を見ながら検討していきたいと考えている。

#### ○委員

パブリックコメントについての回答は、全体構想についてのことだと思われる。都市計画マスタープランの意義の一つに市民の都市計画への理解を深め、まちづくりへの参加意識を深めるというものがある。

地域別構想は、市民にとって一番身近で、関心があるところだと思う。今後の市民説明会や策定後においても必要に応じて、市民意見を収集して欲しい。

小月駅は、現時点で土地利用がなされており、そこを拠点に位置付けることはおかしくはないと思う。津波浸水想定区域は、満潮時に南海トラフ最大級の地震が起こった場合の最悪の事態を想定し、国土交通省は、立地適正化計画の指針において、除外することを示している。

しかし、L1・L2という考え方があり、L1は拠点にしない、L2はソフト施策で避難する位置づけとなっている。津波浸水想定区域は、L2の浸水想定区域となっているので、国土交通省の方が若干見直しをしているような感じではある。

立地適正化計画では危ないので居住誘導区域から除外すると説明し、マスタープランでは拠点にするという説明であると市民にはわかりにくい。リスクはあるが、居住する選択肢もあると思う。市民が、リスクがあることを知った上で居住する状態になることにより、避難も可能となるので、わかりやすい説明を心がけて欲しい。

#### ○委員

P78の中心地区の主要施策の都市防災・その他施設整備において、細江町のところで国の事務所の方で耐震強化岸壁の整備を進めている。耐震強化岸壁の整備を追記して欲しい。

P98の土地利用・市街地整備（拠点形成）の産業・流通ゾーンにおける長州出島の記載について、「九州北部の中枢港湾の一翼」の位置づけが示されているが、中枢港湾の位置づけが現在、国際拠点港湾となっているため、港湾局と調整のうえ、修正を検討して欲しい。

#### ⇒事務局

いずれも港湾局と協議のうえ、修正・追記の方向で対応する。

#### ○委員

東部地域に5つの地区があるが、行政的に一体化が必要と考えている。このような内容をマスタープランに記載することはおかしいか。

#### ⇒事務局

P102を見ると、東部5地区を含めて東部地域として示している。5地区の拠点を小月駅周辺とすることとし、都市計画マスタープランにおいても一つの地域としてまとめている。

○委員

私の提案は、行政的にもっと一体化してはどうかという提案である。

⇒事務局

都市計画マスタープランは、土地利用や都市基盤整備の基本的な方針であるため、行政的な話は難しい。できればこのような整理とさせて欲しい。

○委員

王司スマートインターチェンジの可能性について、検討してもよいのではないか。

⇒事務局

議会の答弁では、県の見解では難しいと伺っている。市としては、地域振興の観点や、今後の下関北九州道路、山陰道などの道路整備の状況を含め、研究していくこととしており、否定的に発言していない。

○委員

地元住民の要望は県道沿いであるため、県道から離れている理由で難しいという県の意見であれば、私は間違っていると思う。

下関市の交通体系、特に高速道路について、山陰道、下関北九州道路について記載があるが、問題はどこにつながるかである。山陰道は、豊田町のインターチェンジの先が未定であるため、ぜひ下関の発展のために計画して欲しい。

下関西道路は、川中地区以外は何も記載されていない。20年先を見据えるのであれば、検討すべきである。

⇒事務局

道路整備については、国や県とともに適切に進めていきたい。将来の人口動向や社会情勢を見据え、関係省庁とともに協議を進めていきたい。

○委員

川中地区のみに下関西道路の記載がある。

⇒事務局

広域道路網において下関西道路が図示されている地域には、同様に下関西道路の方針を追記する。

○委員

マスタープランは、法律上は幅広く記載が可能である。しかし、実際の運用は下関市都市整備部で、どこまで入れるのかは他との調整もあるので、5地区一帯となっていくのが望ましいという意見については、庁内で調整して、反映が可能かを検討するように。

2点目の道路整備の話があった。地域別構想では、具体的に示すこととなるため、市民の関心が高い内容が入ってくる。地域別構想では幅広く住民意見を取り入れるべきだが、コロナの影響で十分にできないなか、策定を進めなければならない。4月には策定されているとのことで、必要に応じて説明会等での意見聴取と反映に努めて欲しい。

○委員

計画全体に関し、PDCAサイクルに基づき取り組んでいると思うが、前回の計画に対するC (Check) とA (Action) に位置付けられるが、前回の計画の反省点が見えない。市民に理解してもらうため、前回と今回でどのように変わったかが明確になるとよいと思う。

効果のなかった施策やうまく進んでいない施策がある場合、今回の計画の反映で工夫した点が見えると、市民も理解しやすいと思う。

交通分野について、コンパクト・プラス・ネットワークは下関市にとって重要な発想であるが、ネットワークの部分が、都市計画マスタープランにおいて重要であることが読み取れず、総合交通戦略の内容も加えるとよい。個々の課題についても、道路整備は市が整備者、管理者であるため、具体的に書かれているが、公共交通は事業者中心であるため、事業者任せに見える。コロナでタクシーや公共交通事業者も大変なところがあり、今後、検討でも構わないので、上下分離や自動運転による道路整備、EV利用促進のための条件の整理等もう一步踏み込んだ施策を記載して欲しい。

⇒事務局

前回からの変化点、反省点については、現状は別冊でまとめている。検証結果が見えないということで、今後作り方については検討したい。

公共交通ネットワークは、交通対策課を踏まえて記載については引き続き検討したい。

他の政策についても、関係部局と協議の上、適切な記載について、見せ方を工夫したい。

○委員

前回計画に比べ、地域別構想が具体的に記載されたことは大きな進展と感じる。

交通については、書き込めるところは書き込んで欲しい。市街地中心地域は細かく記載されているが、他の地域は空白が多い点が気になる。交通対策に関し、可能な限り記載して欲しい。

○委員

全体的な話として、策定を進める中で、前半の道路に関する時点修正は、昨年度終えているが、今年度に入ってから「山陽小野田・下関道路」という構想が出てきている。時点修正的なことではあるが修正は可能か。

⇒事務局

山陽小野田・下関道路については、中国縦貫自動車道のリダンダンシーを確保するため、令和3年7月に広域道路交通計画の広域道路ネットワークにおいて位置付けられたことは認識している。

構想路線の定義として、「高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていない、個別路線の調査に着手している段階にない」と定義されている。

本市の都市計画マスタープランにおいては、広域連携軸は、高規格道路の位置づけとして考えている。山陽小野田・下関道路については、高規格道路の位置づけがまだなされていないため、現段階では広域連携軸に加えないこととした。

広域連携軸の図においては、美祢方面、山陽小野田方面の両方にまたがっている表現にはなっている。

※ 上記議事内容を答申された。

■議案第2号 下関都市計画公園の見直し基本方針（案）について

○委員

未整備とはどのような意味なのか。

⇒事務局

都市計画公園の計画区域から、告示により供用開始した箇所を除く計画区域を未整備として挙げている。

○委員

供用には根拠があるのか。また、未整備となった理由を簡単に教えていただきたい。

⇒事務局

都市公園法に基づいて整備を行い、工事完了したところについて供用開始告示を行えば、整備済となる。都市計画決定は行っているが、事業化はしておらず、底地も民地や国有地といった未だお金をかけて整備を行っていない箇所を、未整備と分けている。

○委員

完了告示というものは、施設の面積とその周辺を告示するものなのか。

⇒事務局

エリアおよび面積を告示している。

○委員

告示をしていない箇所が未整備であるのか。

⇒事務局

その通りである。

○委員

28箇所が未整備であるのか。

⇒事務局

その通りである。

○委員

なぜ28箇所は未整備であるのか。

⇒事務局

都市計画決定されてはいるものの、財源不足等、今後整備が困難になっているためである。

○委員

長期未整備の公園を廃止するとなれば、市民は反対するように思われる。どの範囲までが供用しているのか市民はわからないし、未整備である理由がしっかりと説明できないと、市民の納得は難しいと思う。公園は家もなく、民地でもないのに、自由に遊べる場所であるのに、なぜ廃止する必要があるのか具体的な理由があるのではないのか。

⇒事務局

その通りであり、理解していただくために、供用開始している公園を廃止するのではないため、今まで通り公園は利用できる。計画があったものがなくなることについては、徒歩圏である周辺住民と合意形成を図っていく。今回は見直しの方針であることから、個別の公園の在り方や、廃止や見直しの手続きについては地域ごとに説明会を行い、住民の意見を聞きながら、都市計画の変更を行うことを考えている。

○委員

関見台公園のような、宅地化して公園とは思われないような例であるが、その他の27箇所の公園例は、雑草が生えているだけなのか。

⇒事務局

今回はわかりやすい例として、関見台公園を挙げたが、そのほかの例として壇之浦パーキングがある。丸尾公園として当時都市計画決定しているが、現在はパーキングエリアとしてNEXCO西日本が利用している。各公園ごとで、今の現状というものは異なっている。

○委員

なぜ整備できなかったのか理由が明確でないと、市民の納得が得られないのではないことから、都市計画決定した理由等整理していくことが必要である。

○委員

関見台公園の海岸の両端で海岸保全事業を行っており、その関係で海岸清掃活動に参加している。200人規模の清掃活動では、関見台公園を通った先の市内有数の自然海岸である三軒屋海岸や御船手海岸があり、市民に重要性を周知している。都市計画公園の区域からは外れているが、現状海岸へのアプローチが悪いことから、区域の廃止を行う代わりに、アクセス性の向上に務める等を提案すれば、納得しやすくなることから、三軒屋海岸や御船手海岸のアクセスについて、今後検討してほしい。

⇒事務局

今回、都市計画公園の区域の見直しとして説明したが、既存の整備された公園であつても整備方針やアクセス性の向上等、市民の要望を踏まえ、公園緑地課において必要な整備は行っていく。

○委員

これから市民への説明をするとのことだが、市民ではない地権者への説明は行うのか。

⇒事務局

近年の都市計画施設の都市計画変更では自治会、住民、地権者との合意形成を図りつつ説明会を実施していく。地権者本人も参加していただく考えである。

○委員

関係省庁への説明は行うのか。

⇒事務局

火の山公園、下関運動公園、老の山公園等公園によっては、国有地であることもある。変更の際には、都度関係省庁と協議を行う考えである。

○委員

市の方針や情勢から、一人当たりの都市公園面積が増加しているのはわかるが、住区基幹公園は誘致距離が定めてあり、周辺住民の利便性に注目する必要がある。全体の数値ではなく、その公園の位置する地域単位で見ることが大事である。

住区基幹公園の重複はもともと重複するもので、役割が異なる近隣公園に重複している場合は、街区公園が必要がないという話ではない。したがって、実際に整備の可能性があるのか、周辺で機能が代替されるのかどうか等重点的に検証していただければと思う。

公共施設だけで必要な緑地の確保は難しいが、都市緑地法の改正により民間施設緑地も含めて、市民による緑地確保といった考え方がある。公共施設だけで必要な緑地の確保は難しいが、空き家問題等が発生している背景から、民間施設緑地の可能性が拡大しているように思える。都市公園法の範疇ではないが、民間施設緑地等を含めて代替緩和性を模索していただきたい。

⇒事務局

まず1点目であるが、徒歩圏内の地域の公園の見直しということで、「全国平均10㎡/人を越えている」、「誘致距離が重複している」という理由だけでなく、周辺の人口密度等公園配置している周辺の住環境を見据えて、配置の見直しや廃止に向けて進めていく。

2点目であるが、公園の機能が違うということから、同等機能の公園が周辺にあるものを見直していくこととする。

3点目であるが、民間の活力を利用した公園以外の緑地整備であるが、場合によっては、区画整理等や、地区計画で一軒当たりの緑被率を設けて、緑化に努めている。公園だけでなく、その他民間開発においても、都市計画法における地区計画等民間活力による、緑化にも務めていく。

※ 上記議事内容を答申された。

以上